

添付法令資料 4 :

政府機関又は法人の利益のための特別テレコミュニケーションの実施に関する  
2018年9月17日付インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.12 (目次)  
同月24日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 特別テレコミュニケーションの実施
  - 第1節 通則 (第2条ないし第4条)
  - 第2節 実施
    - 第1款 ニーズ及び/又は割当 (第5条)
    - 第2款 利用されるトランスミッション (第6条ないし第11条)
- 第3章 許可手続き
  - 第1節 通則 (第12条ないし第14条)
  - 第2節 政府機関の利益のための特別テレコミュニケーション実施の許可のための電子的許可 (第15条)
  - 第3節 政府機関の利益のための特別テレコミュニケーション実施の原則許可の発行手続き (第16条ないし第19条)
  - 第4節 政府機関の利益のための特別テレコミュニケーションの実施に係る運用適性試験及び許可 (第20条及び第21条)
  - 第5節 サービス地域の変更 (第22条)
- 第4章 テレコミュニケーション・サービスの援助 (第23条)
- 第5章 監督及び管理
  - 第1節 通則 (第24条)
  - 第2節 特別テレコミュニケーションの実施に係るモニタリング及び評価並びに特別テレコミュニケーションの実施の報告 (第25条)
  - 第3節 特別テレコミュニケーションの実施許可の取消し (第26条)
- 第6章 行政制裁 (第27条及び第28条)
- 第7章 経過規定 (第29条ないし第31条)
- 第8章 終則 (第32条及び第33条)